

# 事業評価の仕組み

令和元年10月28日

国土交通省 四国地方整備局

# 事業評価の仕組み

➤ 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため各段階において事業評価を実施するもの。

## ①計画段階評価

- ・地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施。
- ・事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証。

## ②新規事業採択時評価

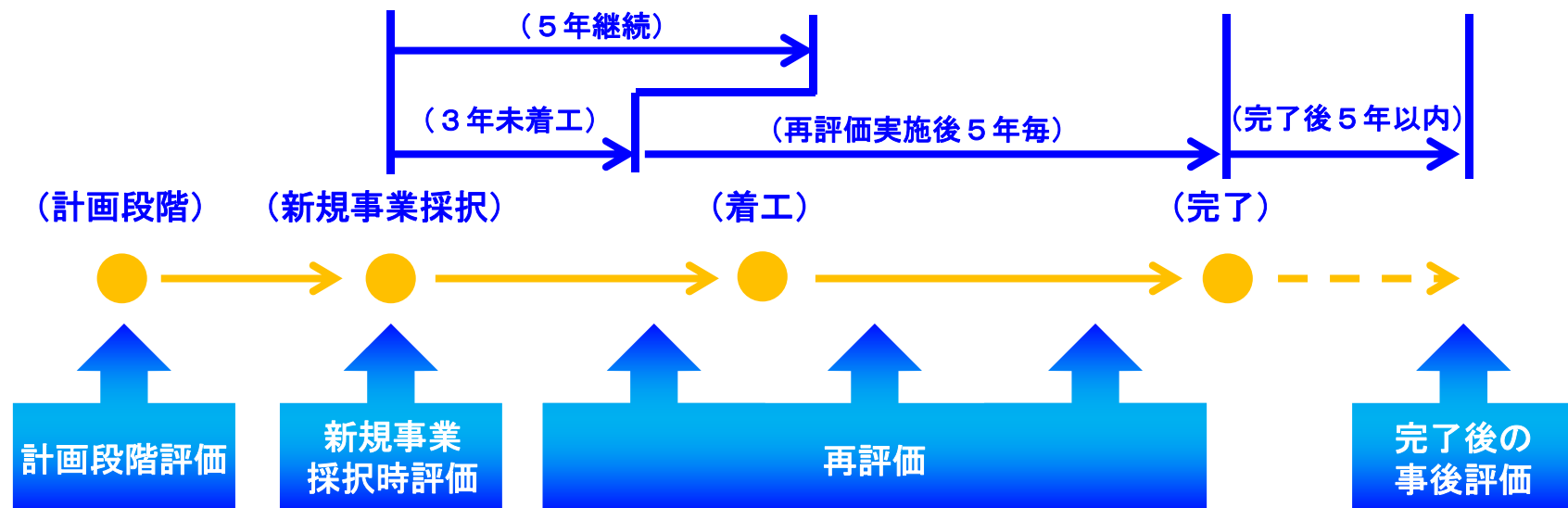
- ・新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行う。

## ③再評価

- ・事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で**継続中の事業等**について**再評価**を行う。必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

## ④完了後の事後評価

- ・**事業完了後に、事業の効果等の確認を行う**。必要に応じて適切な改善措置を行う他、同種事業の計画・調査のあり方等の検討に活用する。



## 今回の事業評価について

- 総合内水緊急対策事業 : 事業完了に伴い、事後評価を行う。
- 総合水系環境整備事業 : 自然再生着手による再評価を行う。

※総合水系環境整備事業は、「水環境整備」「水辺整備」「自然再生」の3分野で構成。

### 公共事業の事業評価

- ◆ 第1回 吉野川学識者会議 10月28日
  - ・総合内水緊急対策事業の事後評価
  - ・総合水系環境整備事業の再評価



□ 審議結果の報告

- ◆ 四国地方整備局事業評価監視委員会



□ 審議結果の報告

- ◆ 事業評価結果の公表【四国地整】



□ 事業評価(案)の報告

- ◆ 事業評価結果の公表【本省】

# 事業評価の視点

➤ 事後評価及び再評価の視点は以下の通り。

## 事後評価の視点

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 社会経済情勢の変化
- ④ 今後の事後評価の必要性
- ⑤ 改善措置の必要性
- ⑥ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 再評価の視点

- ① 事業の必要性等に関する視点
  - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - 2) 事業の投資効果
  - 3) 事業の進捗状況
- ② 事業の進捗の見込みの視点
- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点